2　一〇MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ハに規定する一〇MHzシステムをいう。以下同じ。）

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、八七〇MHz以上四、八九五MHz未満及び四、九六五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

3　二〇MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ロに規定する二〇MHzシステムをいう。以下同じ。）

(一)　四、九〇〇MHzを超え四、九五〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、八七〇MHz以上四、八九五MHz未満及び四、九六五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

(二)　五、〇三〇MHzを超え五、〇六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九九〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、九九〇MHz以上五、〇一五MHz未満及び五、〇七五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

2　一〇MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ハに規定する一〇MHzシステムをいう。以下同じ。）

3　二〇MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ロに規定する二〇MHzシステムをいう。以下同じ。）